

令和 6 年度 河南町特別職報酬等審議会資料

目 次

資料 1	特別職報酬の改定経過
資料 2	府内町村長等特別職の給料比較
資料 3	府内町村特別職等の報酬状況
資料 4 - 1	特別職の支給総額（本則ベース）
資料 4 - 2	特別職の支給総額（実支給額ベース）
資料 5	平成 2 6 年度特別職報酬等審議会答申（特別職の給料額等）
資料 6	平成 3 0 年度特別職報酬等審議会答申（特別職の給料額等）
資料 7	令和 3 年度特別職報酬等審議会答申（特別職の給料額等）
資料 8	河南町特別職報酬等審議会条例

特別職報酬の改定経過

単位：円

区 分	町 長		副町長(助役)		教 育 長	
		前回比較		前回比較		前回比較
昭和62年4月1日	560,000	9.8%	500,000	8.7%	470,000	9.3%
平成元年7月1日	630,000	12.5%	560,000	12.0%	530,000	12.8%
平成3年4月1日	750,000	19.0%	630,000	12.5%	600,000	13.2%
平成5年4月1日	840,000	12.0%	700,000	11.1%	670,000	11.7%
平成13年4月1日	据 え 置 き					
平成15年12月1日	798,000(附則)	△5. 0%	679,000(附則)	△3. 0%	649,900(附則)	△3. 0%
平成19年1月1日	756,000(附則)	△5. 3%	679,000(附則)	0. 0%	649,900(附則)	0. 0%
平成20年10月1日	756,000(附則)	0. 0%	679,000(附則)	0. 0%	649,900(附則)	0. 0%
平成22年4月1日	756,000(附則)	0. 0%	679,000(附則)	0. 0%	649,900(附則)	0. 0%
平成26年4月1日	730,800(附則)	△3. 4%	658,000(附則)	△3. 2%	629,800(附則)	△3. 2%
平成30年4月1日	756,000(附則)	3. 4%	679,000(附則)	3. 2%	649,900(附則)	3. 2%
令和4年3月29日	756,000(附則)	0. 0%	679,000(附則)	0. 0%	649,900(附則)	0. 0%

※平成15年12月1日改定分については、報酬審議会に諮っていない。

※上記以外に、新型コロナウイルス感染症感染拡大による住民生活への影響を踏まえた減額あり。令和2年6月から8月まで(3か月間) 町長のみ報酬 △30% 588,000円

府内町村長等特別職の給料比較

資料 2

(令和6年4月1日現在)

	町 長		副町長		教育長		地域手当
		順位		順位		順位	
島本町 30,752人	800,000	⑤	705,000	②	655,000	③	有(6%)
	800,000	②	705,000	①	655,000	②	
	条例本則どおり						
豊能町 17,331人	820,000	②	720,000	①	650,000	④	有(6%)
	574,000	⑩	576,000	⑨	585,000	⑧	
	▲30%		▲20%		▲10%		
能勢町 8,472人	740,000	⑨	650,000	⑥	600,000	⑥	なし
	740,000	④	650,000	④	600,000	④	
	条例本則どおり						
忠岡町 16,194人	810,000	④	670,000	⑤	620,000	⑤	有(6%)
	648,000	⑧	603,000	⑦	558,000	⑦	
	▲20%		▲10%		▲10%		
熊取町 43,192人	760,000	⑦	646,000	⑧	598,000	⑧	有(6%)
	608,000	⑨	581,400	⑧	568,100	⑤	
	▲20%		▲10%		▲5%		
田尻町 8,316人	652,000	⑩	617,000	⑩	563,000	⑨	なし
	652,000	⑦	617,000	⑥	563,000	⑥	
	条例本則どおり						
岬 町 13,972人	770,000	⑥	640,000	⑨	600,000	⑥	なし
	654,000	⑥	544,000	⑩	510,000	⑩	
	▲15%		▲15%		▲15%		
太子町 12,544人	820,000	②	700,000	③	660,000	②	なし
	656,000	⑤	665,000	③	627,000	③	
	▲20%		▲5%		▲5%		
千早赤阪村 4,586人	750,000	⑧	650,000	⑥	540,000	⑩	有(6%)
	750,000	③	650,000	④	540,000	⑨	
	条例本則どおり						
河南町 15,097人	840,000	①	700,000	③	670,000	①	なし
	840,000	①	700,000	②	670,000	①	
	条例本則どおり						
町村平均	776,200		669,800		615,600		
	692,200		629,140		587,610		

(人口は令和6年1月現在 住民基本台帳数値)

府内町村特別職等の報酬状況

資料 3

町 長 条例本則ベース (令和6年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	800,000	48,000	6%	848,000	③
豊 能 町	820,000	49,200	6%	869,200	①
能 勢 町	740,000	なし		740,000	⑨
忠 岡 町	810,000	48,600	6%	858,600	②
熊 取 町	760,000	45,600	6%	805,600	⑥
田 尻 町	652,000	なし		652,000	⑩
岬 町	770,000	なし		770,000	⑧
太 子 町	820,000	なし		820,000	⑤
千早赤阪村	750,000	45,000	6%	795,000	⑦
河 南 町	840,000	なし		840,000	④

町 長 削減ベース (令和6年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	800,000	48,000	6%	848,000	①
豊 能 町	574,000	34,440	6%	608,440	⑩
能 勢 町	740,000	なし		740,000	④
忠 岡 町	648,000	38,880	6%	686,880	⑤
熊 取 町	608,000	36,480	6%	644,480	⑨
田 尻 町	652,000	なし		652,000	⑧
岬 町	654,000	なし		654,000	⑦
太 子 町	656,000	なし		656,000	⑥
千早赤阪村	750,000	45,000	6%	795,000	③
河 南 町	840,000	なし		840,000	②

河 南 町 (10 % 削 減)	756,000	なし		756,000	③
----------------------	---------	----	--	---------	---

副町長

条例本則ベース

(令和6年4月1日現在、単位:円)

副町長

削減ベース

(令和6年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	705,000	42,300	6%	747,300	②
豊 能 町	720,000	43,200	6%	763,200	①
能 勢 町	650,000	なし		650,000	⑧
忠 岡 町	670,000	40,200	6%	710,200	③
熊 取 町	646,000	38,760	6%	684,760	⑦
田 尻 町	617,000	なし		617,000	⑩
岬 町	640,000	なし		640,000	⑨
太 子 町	700,000	なし		700,000	④
千早赤阪村	650,000	39,000	6%	689,000	⑥
河 南 町	700,000	なし		700,000	④

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	705,000	42,300	6%	747,300	①
豊 能 町	576,000	34,560	6%	610,560	⑨
能 勢 町	650,000	なし		650,000	⑤
忠 岡 町	603,000	36,180	6%	639,180	⑥
熊 取 町	581,400	34,884	6%	616,284	⑧
田 尻 町	617,000	なし		617,000	⑦
岬 町	544,000	なし		544,000	⑩
太 子 町	665,000	なし		665,000	④
千早赤阪村	650,000	39,000	6%	689,000	③
河 南 町	700,000	なし		700,000	②

河 南 町 (3 % 削 減)	679,000	なし		679,000	③
---------------------	---------	----	--	---------	---

教育長 条例本則ベース (令和6年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	655,000	39,300	6%	694,300	①
豊 能 町	650,000	39,000	6%	689,000	②
能 勢 町	600,000	なし		600,000	⑦
忠 岡 町	620,000	37,200	6%	657,200	⑤
熊 取 町	598,000	35,880	6%	633,880	⑥
田 尻 町	563,000	なし		563,000	⑩
岬 町	600,000	なし		600,000	⑦
太 子 町	660,000	なし		660,000	④
千早赤阪村	540,000	32,400	6%	572,400	⑨
河 南 町	670,000	なし		670,000	③

教育長 削減ベース (令和6年4月1日現在、単位:円)

町 村 名	給 料	地域手当		支給合計	順位
島 本 町	655,000	39,300	6%	694,300	①
豊 能 町	585,000	35,100	6%	620,100	④
能 勢 町	600,000	なし		600,000	⑥
忠 岡 町	558,000	33,480	6%	591,480	⑦
熊 取 町	568,100	34,086	6%	602,186	⑤
田 尻 町	563,000	なし		563,000	⑨
岬 町	510,000	なし		510,000	⑩
太 子 町	627,000	なし		627,000	③
千早赤阪村	540,000	32,400	6%	572,400	⑧
河 南 町	670,000	なし		670,000	②

河 南 町 (3 % 削 減)	649,900	なし		649,900	②
---------------------	---------	----	--	---------	---

令和6年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月 額 合 計	年 間 支給額	期末手当				年 間 総支給額	任期中 支給額	退 職 手 当					任期中 総支給額	年収ベース	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職 加算率%	基礎額	支給額			期 間		支給率	加算額 (1月につき)	支給額			
												算定方式	在職期間						
	①	②	③＝①×②	④＝①+③	⑤＝④×12	⑥	⑦	⑧＝④+④×⑦	⑨＝⑧×⑥	⑩＝⑤+⑨	⑪＝⑩×4			⑫	⑬	⑭	⑮＝⑪+⑭	⑯＝⑯÷4	
島本町 (30,752)	800,000	6	48,000	848,000	10,176,000	4.20	15	975,200	4,095,840	14,271,840	57,087,360	在職年方式	任期毎	500/100		16,000,000	73,087,360	18,271,840	④
豊能町 (17,331)	820,000	6	49,200	869,200	10,430,400	4.40	15	999,580	4,398,152	14,828,552	59,314,208	在職年+月方式	任期毎	125/100	35/100	17,876,000	77,190,208	19,297,552	②
能勢町 (8,472)	740,000			740,000	8,880,000	4.50	15	851,000	3,829,500	12,709,500	50,838,000	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ (100/100)	35/100	15,392,000	66,230,000	16,557,500	⑦
忠岡町 (16,194)	810,000	6	48,600	858,600	10,303,200	4.30	15	987,390	4,245,777	14,548,977	58,195,908	在職月方式	任期毎	50/100		19,440,000	77,635,908	19,408,977	①
熊取町 (43,192)	760,000	6	45,600	805,600	9,667,200	4.25	15	926,440	3,937,370	13,604,570	54,418,280	在職月方式	任期毎	30/100		10,944,000	65,362,280	16,340,570	⑧
田尻町 (8,316)	652,000			652,000	7,824,000	4.40	15	749,800	3,299,120	11,123,120	44,492,480	在職月方式	任期毎	30/100		9,388,800	53,881,280	13,470,320	⑩
岬町 (13,972)	770,000			770,000	9,240,000	4.45	10	847,000	3,769,150	13,009,150	52,036,600	在職月方式	任期毎	23/100		8,500,800	60,537,400	15,134,350	⑨
太子町 (12,544)	820,000			820,000	9,840,000	4.40	15	943,000	4,149,200	13,989,200	55,956,800	在職月方式	任期毎	45/100		17,712,000	73,668,800	18,417,200	③
千早赤阪村 (4,586)	750,000	6	45,000	795,000	9,540,000	4.50	15	914,250	4,114,125	13,654,125	54,616,500	在職月方式	任期毎	40/100		14,400,000	69,016,500	17,254,125	⑥
河南町 (15,097)	840,000			840,000	10,080,000	4.45	15	966,000	4,298,700	14,378,700	57,514,800	在職年方式	任期毎	100/100	320/100 (1年につき)	14,112,000	71,626,800	17,906,700	⑤

府内町村平均				799,840	9,598,080			915,966	4,013,693	13,611,773	54,447,094					14,376,560	68,823,654	17,205,913	
--------	--	--	--	---------	-----------	--	--	---------	-----------	------------	------------	--	--	--	--	------------	------------	------------	--

副 町 村 長 の 支 給 総 額 （ 任 期 ４ 年 ） 【本則ベース】

資料 4－1

令和6年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月 額 合 計	年 間 支給額	期末手当				年 間 総支給額	任期中 支給額	退 職 手 当					任期中 総支給額	年収ベース	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職 加算率%	基礎額	支給額			期 間		支給率	加算額 (1月につき)	支給額			
												算定方式	在職期間						
	①	②	③＝①×②	④＝①+③	⑤＝④×12	⑥	⑦	⑧＝④+④×⑦	⑨＝⑧×⑥	⑩＝⑤+⑨	⑪＝⑩×4			⑫	⑬	⑭	⑮＝⑪+⑭	⑯＝⑮÷4	
島本町 (30,752)	705,000	6	42,300	747,300	8,967,600	4.20	15	859,395	3,609,459	12,577,059	50,308,236	在職年方式	任期毎	360/100		10,152,000	60,460,236	15,115,059	①
豊能町 (17,331)	720,000	6	43,200	763,200	9,158,400	4.40	15	877,680	3,861,792	13,020,192	52,080,768	在職年+月方式	任期毎	125/100	13/100	8,092,800	60,173,568	15,043,392	②
能勢町 (8,472)	650,000			650,000	7,800,000	4.50	15	747,500	3,363,750	11,163,750	44,655,000	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ (100/100)	13/100	6,656,000	51,311,000	12,827,750	⑧
忠岡町 (16,194)	670,000	6	40,200	710,200	8,522,400	4.30	15	816,730	3,511,939	12,034,339	48,137,356	在職月方式	任期毎	30/100		9,648,000	57,785,356	14,446,339	③
熊取町 (43,192)	646,000	6	38,760	684,760	8,217,120	4.45	15	787,474	3,504,259	11,721,379	46,885,517	在職月方式	任期毎	20/100		6,201,600	53,087,117	13,271,779	⑥
田尻町 (8,316)	617,000			617,000	7,404,000	4.40	15	709,550	3,122,020	10,526,020	42,104,080	在職月方式	任期毎	20/100		5,923,200	48,027,280	12,006,820	⑩
岬町 (13,972)	640,000			640,000	7,680,000	4.45	10	704,000	3,132,800	10,812,800	43,251,200	在職月方式	任期毎	20/100		6,144,000	49,395,200	12,348,800	⑨
太子町 (12,544)	700,000			700,000	8,400,000	4.40	15	805,000	3,542,000	11,942,000	47,768,000	在職月方式	任期毎	25/100		8,400,000	56,168,000	14,042,000	④
千早赤阪村 (4,586)	650,000	6	39,000	689,000	8,268,000	4.50	15	792,350	3,565,575	11,833,575	47,334,300	在職月方式	任期毎	25/100		7,800,000	55,134,300	13,783,575	⑦
河南町 (15,097)	700,000			700,000	8,400,000	4.45	15	805,000	3,582,250	11,982,250	47,929,000	在職年方式	任期毎	100/100	170/100 (1年につき)	7,560,000	55,489,000	13,872,250	⑤

I府内町村平均				690,146	8,281,752				3,479,584	11,761,336	47,045,346					7,657,760	54,703,106	13,675,776	
---------	--	--	--	---------	-----------	--	--	--	-----------	------------	------------	--	--	--	--	-----------	------------	------------	--

令和6年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月 額 合 計	年 間 支給額	期末手当				年 間 総支給額	任期中 支給額	退 職 手 当					任期中 総支給額	年収ベース	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職 加算率%	基礎額	支給額			期 間		支給率	加算額 (1月につき)	支給額			
												算定方式	在職期間						
	①	②	③＝①×②	④＝①+③	⑤＝④×12	⑥	⑦	⑧＝④+④×⑦	⑨＝⑧×⑥	⑩＝⑤+⑨	⑪＝⑩×4			⑫	⑬	⑭	⑮＝⑪+⑭	⑯＝⑮÷4	
島本町 (30,752)	655,000	6	39,300	694,300	8,331,600	4.20	15	798,445	3,353,469	11,685,069	35,055,207	在職年方式	任期毎	320/100		6,288,000	41,343,207	13,781,069	①
豊能町 (17,331)	650,000	6	39,000	689,000	8,268,000	4.40	15	792,350	3,486,340	11,754,340	35,263,020	在職年+月方式	任期毎	125/100	10/100	4,777,500	40,040,520	13,346,840	②
能勢町 (8,472)	600,000			600,000	7,200,000	4.50	15	690,000	3,105,000	10,305,000	30,915,000	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ (100/100)	8/100	3,528,000	34,443,000	11,481,000	⑦
忠岡町 (16,194)	620,000	6	37,200	657,200	7,886,400	4.30	15	755,780	3,249,854	11,136,254	33,408,762	在職月方式	任期毎	25/100		5,580,000	38,988,762	12,996,254	③
熊取町 (43,192)	598,000	6	35,880	633,880	7,606,560	4.45	15	728,962	3,243,881	10,850,441	32,551,323	在職月方式	任期毎	15/100		3,229,200	35,780,523	11,926,841	⑥
田尻町 (8,316)	563,000			563,000	6,756,000	4.40	15	647,450	2,848,780	9,604,780	28,814,340	在職月方式	任期毎	15/100		3,040,200	31,854,540	10,618,180	⑩
岬町 (13,972)	600,000			600,000	7,200,000	4.45	10	660,000	2,937,000	10,137,000	30,411,000	在職月方式	任期毎	15/100		3,240,000	33,651,000	11,217,000	⑧
太子町 (12,544)	660,000			660,000	7,920,000	4.40	15	759,000	3,339,600	11,259,600	33,778,800	在職月方式	任期毎	20/100		4,752,000	38,530,800	12,843,600	⑤
千早赤阪村 (4,586)	540,000	6	32,400	572,400	6,868,800	4.50	15	658,260	2,962,170	9,830,970	29,492,910	在職月方式	任期毎	20/100		3,888,000	33,380,910	11,126,970	⑨
河南町 (15,097)	670,000			670,000	8,040,000	4.45	15	770,500	3,428,725	11,468,725	34,406,175	在職年方式	任期毎	100/100	120/100 (1年につき)	4,422,000	38,828,175	12,942,725	④

府内町村平均				633,978	7,607,736				3,195,482	10,803,218	32,409,654					4,274,490	36,684,144	12,228,048	
--------	--	--	--	---------	-----------	--	--	--	-----------	------------	------------	--	--	--	--	-----------	------------	------------	--

町 村 長 の 支 給 総 額 （ 任 期 4 年 ）

【実支給額ベース】

資料 4-2

令和6年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月 額 計	年 間 支給額	期末手当				年 間 総支給額	任期中 支給額	退 職 手 当					任期中 総支給額	年収ベース	備 考	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職 加算率%	基礎額	支給額			期 間		支給率	加算額 (1月につき)	支給額				
												算定方式	在職期間							
	①	②	③＝①×②	④＝①＋③	⑤＝④×12	⑥	⑦	⑧＝④＋④×⑦	⑨＝⑧×⑥	⑩＝⑤＋⑨	⑪＝⑩×4			⑫	⑬	⑭	⑮＝⑪＋⑭	⑯＝⑮÷4		
島本町 (30,752)	800,000	6	48,000	848,000	10,176,000	4.20	15	975,200	4,095,840	14,271,840	57,087,360	在職年方式	任期毎	500/100		16,000,000	73,087,360	18,271,840		①
豊能町 (17,331)	574,000	6	34,440	608,440	7,301,280	4.40	15	699,706	3,078,706	10,379,986	41,519,946	在職年+月方式	任期毎	125/100	35/100	17,876,000	59,395,946	14,848,986	退職手当算定上の給料月額は、減額前の額	⑤
能勢町 (8,472)	740,000			740,000	8,880,000	4.50	15	851,000	3,829,500	12,709,500	50,838,000	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ (100/100)	35/100	15,392,000	66,230,000	16,557,500		③
忠岡町 (16,194)	648,000	6	38,880	686,880	8,242,560	4.30	15	789,912	3,396,622	11,639,182	46,556,726	在職月方式	任期毎	50/100		0	46,556,726	11,639,182	退職手当は 現町長支給なし	⑧
熊取町 (43,192)	608,000	6	36,480	644,480	7,733,760	4.25	15	741,152	3,149,896	10,883,656	43,534,624	在職月方式	任期毎	30/100		0	43,534,624	10,883,656	退職手当は 現町長支給なし	⑩
田尻町 (8,316)	652,000			652,000	7,824,000	4.40	15	749,800	3,299,120	11,123,120	44,492,480	在職月方式	任期毎	30/100		9,388,800	53,881,280	13,470,320		⑥
岬町 (13,972)	654,000			654,000	7,848,000	4.45	10	719,400	3,201,330	11,049,330	44,197,320	在職月方式	任期毎	23/100		8,500,800	52,698,120	13,174,530	退職手当算定上の給料月額は、減額前の額	⑦
太子町 (12,544)	656,000			656,000	7,872,000	4.40	15	754,400	3,319,360	11,191,360	44,765,440	在職月方式	任期毎	45/100		0	44,765,440	11,191,360	退職手当は 現町長支給なし	⑨
千早赤阪村 (4,586)	750,000	6	45,000	795,000	9,540,000	4.50	15	914,250	4,114,125	13,654,125	54,616,500	在職月方式	任期毎	40/100		7,200,000	61,816,500	15,454,125	現村長につき 退職手当は△50%	④
河南町 (15,097)	840,000			840,000	10,080,000	4.45	15	966,000	4,298,700	14,378,700	57,514,800	在職年方式	任期毎	100/100	320/100 (1年につき)	14,112,000	71,626,800	17,906,700		②

府内町村平均				712,480	8,549,760				3,578,320	12,128,080	48,512,320					8,846,960	57,359,280	14,339,820		
河南町 (10%削減)	756,000			756,000	9,072,000	4.45	15	869,400	3,868,830	12,940,830	51,763,320	在職年方式	任期毎	100/100	320/100 (1年につき)	12,700,800	64,464,120	16,116,030		③

副 町 村 長 の 支 給 総 額 （ 任 期 4 年 ） 【実支給額ベース】

資料 4－2

令和6年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月 額 合 計	年 間 支給額	期末手当				年 間 総支給額	任期中 支給額	退 職 手 当					任期中 総支給額	年収ベース	備 考	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職 加算率%	基礎額	支給額			期 間		支給率	加算額 (1月につき)	支給額				
												算定方式	在職期間							
	①	②	③＝①×②	④＝①+③	⑤＝④×12	⑥	⑦	⑧＝④+④×⑦	⑨＝⑧×⑥	⑩＝⑤+⑨	⑪＝⑩×4			⑫	⑬	⑭	⑮＝⑪+⑭	⑯＝⑮÷4		
島本町 (30,752)	705,000	6	42,300	747,300	8,967,600	4.20	15	859,395	3,609,459	12,577,059	50,308,236	在職年方式	任期毎	360/100		10,152,000	60,460,236	15,115,059		①
豊能町 (17,331)	576,000	6	34,560	610,560	7,326,720	4.40	15	702,144	3,089,434	10,416,154	41,664,614	在職年+月方式	任期毎	125/100	13/100	8,092,800	49,757,414	12,439,354	退職手当算定上の給料 月額は、減額前の額	⑥
能勢町 (8,472)	650,000			650,000	7,800,000	4.50	15	747,500	3,363,750	11,163,750	44,655,000	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ (100/100)	13/100	6,656,000	51,311,000	12,827,750		⑤
忠岡町 (16,194)	603,000	6	36,180	639,180	7,670,160	4.30	15	735,057	3,160,745	10,830,905	43,323,620	在職月方式	任期毎	30/100		0	43,323,620	10,830,905	現副町長につき 退職手当支給なし	⑨
熊取町 (43,192)	581,400	6	34,884	616,284	7,395,408	4.45	15	708,727	3,153,833	10,549,241	42,196,965	在職月方式	任期毎	20/100		6,201,600	48,398,565	12,099,641	退職手当算定上の給料 月額は、減額前の額	⑦
田尻町 (8,316)	617,000			617,000	7,404,000	4.40	15	709,550	3,122,020	10,526,020	42,104,080	在職月方式	任期毎	20/100		5,923,200	48,027,280	12,006,820		⑧
岬町 (13,972)	544,000			544,000	6,528,000	4.45	10	598,400	2,662,880	9,190,880	36,763,520	在職月方式	任期毎	20/100		6,144,000	42,907,520	10,726,880	退職手当算定上の給料 月額は、減額前の額	⑩
太子町 (12,544)	665,000			665,000	7,980,000	4.40	15	764,750	3,364,900	11,344,900	45,379,600	在職月方式	任期毎	25/100		7,980,000	53,359,600	13,339,900		④
千早赤阪村 (4,586)	650,000	6	39,000	689,000	8,268,000	4.50	15	792,350	3,565,575	11,833,575	47,334,300	在職月方式	任期毎	25/100		7,800,000	55,134,300	13,783,575		③
河南町 (15,097)	700,000			700,000	8,400,000	4.45	15	805,000	3,582,250	11,982,250	47,929,000	在職年方式	任期毎	100/100	170/100 (1年につき)	7,560,000	55,489,000	13,872,250		②

府内町村平均				647,832	7,773,989				3,267,485	11,041,473	44,165,894					6,650,960	50,816,854	12,704,213		
河南町 (3%削減)	679,000			679,000	8,148,000	4.45	15	780,850	3,474,783	11,622,783	46,491,130	在職年方式	任期毎	100/100	170/100 (1年につき)	7,333,200	53,824,330	13,456,083		③

教 育 長 の 支 給 総 額 （ 任 期 3 年 ）

【実支給額ベース】

資料 4-2

令和6年4月1日現在

	給料月額	地域手当		月 額 合 計	年 間 支給額	期末手当				年 間 総支給額	任期中 支給額	退 職 手 当					任期中 総支給額	年収ベース	備 考	順位
		支給率%	支給額			支給月数	役職 加算率%	基礎額	支給額			期 間		支給率	加算額 (1月につき)	支給額				
												算定方式	在職期間							
	①	②	③＝①×②	④＝①+③	⑤＝④×12	⑥	⑦	⑧＝④+④×⑦	⑨＝⑧×⑥	⑩＝⑤+⑨	⑪＝⑩×4			⑫	⑬	⑭	⑮＝⑪+⑭	⑯＝⑮÷4		
島本町 (30,752)	655,000	6	39,300	694,300	8,331,600	4.20	15	798,445	3,353,469	11,685,069	35,055,207	在職年方式	任期毎	320/100		6,288,000	41,343,207	13,781,069		①
豊能町 (17,331)	585,000	6	35,100	620,100	7,441,200	4.40	15	713,115	3,137,706	10,578,906	31,736,718	在職年+月方式	任期毎	125/100	10/100	4,777,500	36,514,218	12,171,406	退職手当算定上の給料 月額は、減額前の額	④
能勢町 (8,472)	600,000			600,000	7,200,000	4.50	15	690,000	3,105,000	10,305,000	30,915,000	在職年+月方式	任期毎	一般職と同じ (100/100)	8/100	3,528,000	34,443,000	11,481,000		⑤
忠岡町 (16,194)	558,000	6	33,480	591,480	7,097,760	4.30	15	680,202	2,924,869	10,022,629	30,067,886	在職月方式	任期毎	25/100		0	30,067,886	10,022,629	退職手当は 現教育長支給なし	⑨
熊取町 (43,192)	568,100	6	34,086	602,186	7,226,232	4.45	15	692,514	3,081,687	10,307,919	30,923,757	在職月方式	任期毎	15/100		3,229,200	34,152,957	11,384,319	退職手当算定上の給料 月額は減額前の額	⑥
田尻町 (8,316)	563,000			563,000	6,756,000	4.40	15	647,450	2,848,780	9,604,780	28,814,340	在職月方式	任期毎	15/100		3,040,200	31,854,540	10,618,180		⑧
岬町 (13,972)	510,000			510,000	6,120,000	4.45	10	561,000	2,496,450	8,616,450	25,849,350	在職月方式	任期毎	15/100		3,240,000	29,089,350	9,696,450	退職手当算定上の給料 月額は、減額前の額	⑩
太子町 (12,544)	627,000			627,000	7,524,000	4.40	15	721,050	3,172,620	10,696,620	32,089,860	在職月方式	任期毎	20/100		4,514,400	36,604,260	12,201,420		③
千早赤阪村 (4,586)	540,000	6	32,400	572,400	6,868,800	4.50	15	658,260	2,962,170	9,830,970	29,492,910	在職月方式	任期毎	20/100		3,888,000	33,380,910	11,126,970		⑦
河南町 (15,097)	670,000			670,000	8,040,000	4.45	15	770,500	3,428,725	11,468,725	34,406,175	在職年方式	任期毎	100/100	120/100 (1年につき)	4,422,000	38,828,175	12,942,725		②

府内町村平均				605,047	7,260,559				3,051,148	10,311,707	30,935,120					3,692,730	34,627,850	11,542,617		
河南町 (3%削減)	649,900			649,900	7,798,800	4.45	15	747,385	3,325,863	11,124,663	33,373,990	在職年方式	任期毎	100/100	120/100 (1年につき)	4,289,340	37,663,330	12,554,443		②

平成 26 年 6 月 19 日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 榎 野 日 出 男

町長及び副町長の給料の額等について（答申）

平成 26 年 5 月 16 日に本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 町長及び副町長の給料の額について

(1) 給料額

町長及び副町長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長 月 額 7 3 0, 8 0 0 円 (1 3 % 削減)

副町長 月 額 6 5 8, 0 0 0 円 (6 % 削減)

(2) 改定の実施時期

町長及び副町長の給料額改定の実施時期については、平成26年7月1日とすることが適当であり、期間は、平成30年3月31日までとする。

ただし、町長の13%削減のうち10%相当分及び副町長の6%削減のうち3%相当分については、情勢適応の原則から平成26年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

2. 審議会開催状況

第1回審議会 平成26年 5月16日

第2回審議会 平成26年 6月 2日

第3回審議会 平成26年 6月19日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員構成で、平成26年5月16日に設置され、「町長及び副町長の給料の額等について」と「議会の議員報酬の額等について」の2件に関し諮問を受けたが、総合的に検討する必要があると判断し、審議については同時に実施し、答申については、均衡を図ることとする。

町長及び副町長の給料額については、平成19年1月1日から、町長は10%の削減、副町長は3%の削減が実施されている。その後、2度にわたり河南町特別職報酬等審議会が設置され、審議された結果、同様の答申がなされている。

また、本町の財政状況や税収、一般職の職員の給与の減額状況等を考慮すれば、削減の継続はやむを得ず、削減後の給料額が情勢に適応していると判断する。

また、町長の行財政運営及び情報発信力は非常に高く評価することが出来ることから、削減率については、従来どおりの削減率が相当であるとの意見があった。

しかし、従来どおりの削減後の給料額においても、大阪府下の町村と比較した場合、高水準となることから、さらに上乗せする必要があるか検討することとした。

平成22年以降において、一般職の職員の給与は、人事院勧告により、1.7%の減額となっており、また、職員のラスパイレス指数は、大阪府下の町村平均を下回っている。

また、今回、「議会の議員報酬の額等について」も諮問を受け、議員報酬についても、3%削減することとしていることを考慮すると、町長及び副町長の給料額についても、従来の削減率にそれぞれ3%を上乗せすることがやむを得ないと判断する。

4. おわりに

今後、本町の抱える行政課題は、将来に大きな影響を及ぼすものもあり、困難な町政運営になることが予測されるが、更なる活躍を期待する。

また、今後、4年間に於いて、社会経済情勢、町財政状況等に急激な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しを実施すべきことを意見として申し添える。

平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 山 中 章 嘉

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について（答申）

平成 3 0 年 7 月 3 0 日付け河南人第 5 号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

（1）給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長 756,000円（10%削減）

副町長 679,000円（ 3%削減）

教育長 649,900円（ 3%削減）

（2）改定の実施時期

町長、副町長及び教育長の給料額改定の実施時期については、平成30年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

なお、期間は、平成34年3月31日までとする。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 平成30年 7月30日

第2回審議会 平成30年 8月20日

第3回審議会 平成30年 8月30日

第4回審議会 平成30年10月23日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、平成30年7月30日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

町長、副町長及び教育長の給料については、一般職の職員の給与構造改革等を受け、平成19年1月1日から、町長は10%、副町長及び教育長は3%の削減が実施された。その後、平成26年4月1日からは、一般職の給与の減額や議員報酬の3%カットなどを勘案して、町長は13%、副町長及び教育長は6%の削減が実

施された。

平成26年度以降、一般職の職員の給与については、人事院勧告により、3.7%の増額となっており、改善の兆しが見られる。

一方、本町の人口については減少傾向にあり、また、財政面においては、財政力指数が府内平均を下回り、地方交付税への依存度が高い構造となっているものの、財政の健全化を示す指標は、国の基準を満たしており、直近の平成29年度において、財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率はいずれも前年度並で推移している。

本町の特別職の給料の額について、地域手当を含む月々の給料額を府内町村と比較すると上位であったが、期末手当なども含む総額ベースによる比較も行うべきとの意見があった。総額ベースについては、条例本則に規定する額により比較すると、府内町村の平均を相当下回る結果となった。

このように、条例本則に規定する総額の水準において府内平均を相当下回ることや、近年の人事院勧告において一般職の給与の改善の動きが見られるなどの事情から、給料の額の引下げを行う必要はないという考え方もありうるが、月々の給料額で比較すると高い水準にあることや、本町の人口の動向、財政状況なども考慮して総合的に判断すれば、一定の削減を行うことはやむを得ないと判断した。

削減の水準については、従前の削減水準や住民感情なども考慮し、府内平均をかなり下回る厳しい水準とはなるものの、10%カットを行うべきであるとの結論に達した。

同様に、副町長及び教育長についても、3%のカットを行うべきと判断した。

最後に、特別職の給与について、今後、社会情勢や本町の状況等を含め、状況の変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であると思慮する。

令和 4 年 2 月 1 5 日

河南町長 森 田 昌 吾 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 古 川 成 吉

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について（答申）

令和 4 年 2 月 4 日付け河南人第 6 4 号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

（1）給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町 長 7 5 6 , 0 0 0 円（1 0 %削減）

副町長 6 7 9 , 0 0 0 円（ 3 %削減）

教育長 6 4 9 , 9 0 0 円（ 3 %削減）

（2）実施時期及び期間

実施時期については、現在の減額措置期間の満了日の翌日である令和4年4月1日からとすることが適当であり、期間は、令和6年3月28日までとする。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 令和4年2月 4日

第2回審議会 令和4年2月15日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、令和4年2月4日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

現在の町長、副町長及び教育長の給料額については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間、条例本則に対して、町長は、10%、副町長、教育長はそれぞれ3%の減額措置が実施されている。

今般、減額措置期間の満了を迎えるにあたり、改めて給料額について検討を行うこととし、主に、現行の条例本則による支給、減額措置期間の延長による支給、現行給料額の見直しによる支給といった観点から審議を行った。

審議にあたっては、これまでの町長、副町長及び教育長の給料額の改定経過や同

じ職責を担う大阪府内町村長等の給料額との比較、また、本町の財政状況や一般職の職員の給与の状況、新型コロナ禍における社会的状況などを総合的に考慮して判断することとした。

給料額の改定経過では、平成19年以降、概ね同様の減額措置が実施されていることや大阪府内町村長等との比較では、現行の削減後の給料額、さらに、期末手当や退職手当等を含めた任期中の給与の総支給額を比較しても上位の水準にあることなどを確認した。

本町の財政状況は、人口が減少し、少子高齢化が進展しており、今後は厳しい財政状況となることが見込まれる。このため、各種施策を推進し、人口増加を図る必要がある。

一般職の給与の状況は、平成26年以降、引上げが行われたが、令和2年、令和3年と人事院からマイナス勧告がなされている。

これらの状況から総合的に判断すると、条例本則での支給は、実質的な給料の引上げとなり、現行と同一の削減率で措置期間を延長することが社会情勢に適応しているものと判断する。

また、今回の諮問は、町長の任期途中であり、削減期間は、副町長及び教育長も含め、町長の任期である令和6年3月28日までとし、今後の社会情勢や本町の状況等に変化が生じた場合は、改めて見直しを実施されることが適当であると考える。

以 上

○河南町特別職報酬等審議会条例

昭和43年 3 月25日 条例第 4 号

改正

平成18年 6 月26日 条例第16号

平成18年12月19日 条例第34号

平成20年 9 月 5 日 条例第23号

平成27年 3 月13日 条例第 2 号

河南町特別職報酬等審議会条例

(設置)

第 1 条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、地方自治法第138条の 4 第 3 項の規定に基き河南町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 町長は、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 5 人をもつて組織し、その委員は河南町区域内の学識経験者その他住民の内から必要のつど町長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は、会長が欠けたときはあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 この条例に定めるものの外、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 6 月26日条例第16号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月19日条例第34号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月 5 日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月13日条例第 2 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（河南町特別職報酬等審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

3 任期特例期間においては、第 2 条の規定による改正後の河南町特別職報酬等審議会条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の河南町特別職報酬等審議会条例の規定は、なおその効力を有する。